

播磨町商工会

令和8年度播磨町特産品開発支援事業

開発事業者募集のご案内

～播磨町の特産品開発に挑戦する事業者を支援します～

播磨町ではふるさと納税制度を活用し、令和6年度から寄附者に対して返礼品の送付を行っております。この制度は近年市町村の魅力をPRするだけでなく、返礼品提供事業者の商品やサービスのPRや販路拡大のツールとしても注目されています。

そこで播磨町商工会では返礼品を見据えた特産品開発に挑戦する事業者を公募し、支援いたします。

【事業者への主な支援内容】

- ・特産品開発に係る計画策定及び実行等の支援（専門家派遣による個別相談等を実施）
- ・特産品開発費の助成（対象となる開発費の2/3を助成、上限50万円）

※詳細につきましては以下要領をご確認ください。

公募要領

1. 応募資格

- ①播磨町商工会会員であること
- ②特産品開発及び販路開拓を円滑に実行できる体制を有していること
- ③播磨町税に未納がないこと

2. 助成対象事業

採択された特産品開発事業計画に基づきその事業化、具体化を行う事業であること

【当事業が求める開発商品（特産品）】

- ①コンセプトとして、播磨町を象徴するものに関連した内容とすること
- ②ふるさと納税返礼品の地場産品基準のいずれかに適合していること

【地場産品基準とは？】

- ・播磨町内において生産されたものであること
- ・播磨町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること
- ・播磨町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること
- ・播磨町内において提供される役務その他これに準ずるものであって当該役務の主要な部分が播磨町に相当程度関連性のあるものであること

※なお既存商品の特産品としてブラッシュアップする計画も本事業の対象とします。

3. 助成対象経費

特産品開発に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ根拠書類によって契約、発注、納品、請求、支払等の金額・時期・内容等が確認できるもの。なお令和8年4月1日（水）から令和9年2月28日（日）までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了済みであること。（契約日、発注日、納品日、請求日、支払日、領収日のいずれかが助成対象期間外であるものは助成対象外となります）

助成期間：令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）

助成内容：特産品開発費（3分の2以内、上限50万円）

4. 事業実施期間

令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）

※開発費の助成対象期間は令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）までです。

5. 応募方法

応募申請書を募集期間内に持参、郵送、またはメール等の電子送信により播磨町商工会に提出する。（その他、事業計画の分かる資料等、添付可）

※**応募申請書は播磨町商工会ホームページからダウンロードをお願いします。**

HP：<http://www.harima-sci.or.jp>

※持参の場合、受付時間は平日9時から17時までとします。

※郵送の場合は書留郵便等の記録が残るものに限りです。

募集期間：令和8年6月1日（月）～令和8年7月17日（金）17時必着

6. 審査の実施

有識者等からなる審査会により提出された応募書類等から総合的に評価して審査を行い、事業の目的に合致した助成事業者を採択する。

【審査の観点】

- ①事業計画が具体的であり、事業者にとって実現可能性の高いものとなっているか
- ②開発商品に創意工夫がなされているか、消費者ニーズをとらえたものであるか
- ③事業費は事業実施のために必要かつ適正なものか
- ④事業計画及び開発商品に将来性があるか

※審査経過、採択結果の内容や理由等についての問い合わせには応じられません。

応募先及び本事業に関する問合せ先

播磨町商工会 住所：加古郡播磨町東本荘1-5-1

電話：079-435-1630 FAX：079-435-1634

Email：info.hrm@harima-sci.or.jp

播磨町特産品開発支援事業

事業スキーム、助成金交付までの流れ

①応募申請書の作成、応募申請書の提出

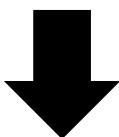
※応募申請書は播磨町商工会ホームページからダウンロードをお願いします。

HP : <http://www.harima-sci.or.jp>

応募期間：令和8年6月1日（月）～令和8年7月17日（金）

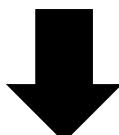
※最終日17時必着

提出先：播磨町商工会



②審査会を実施

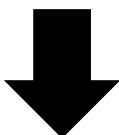
8月中に書面審査を行います。※ヒアリング審査を行う場合もあります。



③助成事業者の決定・事業の実施・完了

事業期間：令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）

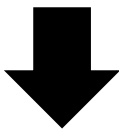
開発費助成対象期間：令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）



④助成金額の確定・請求

実績報告書及び助成金請求書の提出 期日：令和9年3月10日（水）※厳守

※別途様式を配付します。



⑤助成金の確定・助成金の交付

請求書受領後に交付となります。